

	これを踏まえ、小児慢性特定疾患対策に係る所要の法整備を行う場合に、税制上の所要の措置を講じるとともに、難病患者と同様の税制上の優遇措置を講じる必要がある。
--	---

本要望に対応する縮減案	—
-------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策中目標2) 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること (施策小目標1) 難病対策を推進すること</p> <p>(基本目標Ⅵ) 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること (施策大目標3) 子ども及び子育て家庭を支援すること (施策中目標1) 子ども及び子育て家庭を支援すること</p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同様の要望を国税においても行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	—
--	---------------	---

ページ	—
-----	---

税負担軽減措置等の 適用実績	—
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	平成 25 年度要望

ページ	7—4
-----	-----